

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第8条の規定に基づき公告します。

令和元年11月25日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

1 入札に付する事項

(1) 番号	病第2019054号
(2) 品名	新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務委託
(3) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(4) 契約の条項を示す場所	新潟市民病院 事務局 医事課
(5) 入札日時・場所	令和元年12月16日 午後3時00分 新潟市民病院 201会議室
(6) 履行期限・履行場所	令和2年2月29日 新潟市民病院
(7) 入札保証金	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第10条の各号の一に該当する場合免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるとき認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

(11) 契約保証金	新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(12) 予定価格	公表しません。
(13) 最低制限価格	設けません。
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店、支店または営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (5) 平成25年4月1日以降、日本国内の300床以上の病床数を有する病院において、2年以上継続して医事業務委託の受託実績を有していること。
※受託実績には、再委託、下請け、労働者派遣契約は含まないものとする。

3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書（様式第1号）及び受託実績確認書（様式第5号）を1部持参申請してください。
なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市民病院 事務局 医事課 医事係
〒950-1197 新潟市中央区鐘木463番地7
電話 025-281-5151（代表）
FAX 025-281-5508
- (3) 入札参加申請期限 令和元年12月10日
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- ① 様式 様式第2号に準じて作成してください。
- ② 提出期間 令和元年12月 2日 午後5時まで
- ③ 提出先 新潟市民病院 事務局 医事課 医事係
- ④ その他 電話での受付は一切しません。
持参又はFAX（025-281-5508）での受付となります。
回答は、個別にFAXするほか12月 4日に院内掲示板及び当院ホーム

ページに掲示します。

連絡用に返信用 F A X 番号を記入願います。

5 入札時の注意事項

- ① 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状（様式第3号）を提出してください。
- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書（様式第4号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- ④ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- ⑤ 入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- ⑥ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

様式第1号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の入札参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので申請します。

記

公告年月日	令和 年 月 日
番 号	病第 号
品 名	

様式第 2 号

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(F A X 番号)

1 番 号 病第 号

2 品 名

質 疑 事 項

様式第3号

委任状

令和 年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 ⑩

受任者 氏名 ⑩

記

件名

様式第3号

〔記載例〕

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

受任者 氏名 〇〇 〇〇 印

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

様式第4号

入札書

令和 年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名

㊞

受 任 者

㊞

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額		百		千		円
入札保証金		百		千		円
履行期限	令和 年 月 日					
履行場所						
品名	品質・規格	数量		単価	金額	
特約条項						
摘要						

様式第4号

[記載例]

入札書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

委任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください。

受任者 〇〇 〇〇 ⑩

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のう
え入札いたします。

入札金額	百 千 円	X X X	X X X	
入札保証金	百 千 円			
履行期限	令和 年 月 日			
履行場所	新潟市民病院			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
●●●●業務委託	仕様書のとおり	XX	XX	XX
特約条項				
摘要				

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務仕様書

本仕様書は、新潟市民病院において業務委託契約により実施される施設基準運用遵守支援業務の仕様を示すものである。

1 業務の名称

新潟市民病院施設基準運用遵守支援業務

2 業務の目的

厚生局へ届出済み施設基準の適合状況及び診療録と診療報酬請求の整合性等について監査と確認を行い、是正項目の取りまとめや改善策の提案を行う。

3 業務委託期間

令和元年12月16日から令和2年2月29日

ただし、実地調査、報告会の実施日は新潟市民病院と業務受託者で協議のうえ決定する。

4 委託業務項目

(1) 院内実地調査

- ・調査期間は月曜日から金曜日の連続した平日3日間とする。
- ・調査時間は原則として9:00~17:00とし、実調査時間は述べ21時間以上とする。
- ・調査対象は下記の項目とする。

① 施設基準に関する書類監査・確認

② 新潟市民病院内ラウンド（掲示物、設備機器等の確認、各部署での簡易なヒアリングを含む）

(2) 実地調査報告書の作成

(3) 実地調査結果の院内報告会の開催（1回）

5 委託業務内容

(1) 院内実地調査

① 施設基準に関する書類監査・確認

- ・届出書類と現状の体制についての相違及び不備の調査。
- ・勤務表などによる人員配置、勤務状況（専従・専任・時間数等）の調査。
- ・新潟市民病院内活動実績（カンファレンス・委員会等）の調査。
- ・上記のほか、カルテ記載を含めた施設基準や算定要件の遵守状況の調査。
- ・各調査には、各担当者に対するヒアリングを含む。
- ・新潟市民病院内ラウンドとあわせて、月曜から金曜の連続した平日3日間に新潟

市民病院内で実施する。

- ・届出済み施設基準の一覧は別紙のとおり。

② 新潟市民病院内ラウンド

- ・保険医療機関としての掲示物の調査。
- ・各種法令に則った掲示物の調査。
- ・各種法令に則った機器等の配置の調査。
- ・ラウンド対象は院内全体とするが、病棟については一般病棟入院基本料算定病棟及び特定入院料算定病棟のうちそれぞれ1病棟とし、対象部署は事前に新潟市民病院と業務受託者で調整する。
- ・ラウンドには各部署での簡易なヒアリングを含む。

なお、調査範囲については、届出済み施設基準一覧を基本とし、以下の項目は必須とする。

- 急性期一般入院料 1
- 精神病棟入院基本料 10対1
- 総合入院体制加算 1
- 臨床研修病院入院診療加算 基幹型
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中心加算
- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算 1 (15対1) のイ
- 急性期看護補助体制加算 3 (50対1)
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 医療安全対策加算 1
- 感染防止対策加算 1
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- 入退院支援加算 1 (入院時支援加算)
- 入退院支援加算 3
- 認知症ケア加算 1
- 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (共通)
- 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (共通)
- 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (共通)
- 救命救急入院料 3 (救急体制充実加算)
- 特定集中治療室管理料 3
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 小児入院医療管理料 2

- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1
- 医療機器安全管理料 2
- 検体検査管理加算 (IV)
- 神経学的検査
- 画像診断管理加算 1
- 画像診断管理加算 2
- 外来化学療法加算 1
- 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- 運動器リハビリテーション料 (I)
- 呼吸器リハビリテーション料 (I)
- がん患者リハビリテーション料
- 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1
- 導入期加算 2
- 輸血管理料 I
- 輸血適正使用加算
- 麻酔管理料 (I)
- 麻酔管理料 (II)
- 病理診断管理加算 2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 入院時食事療養 (I)

(2) 実地調査報告書の作成

- ・院内実地調査結果について報告書を作成し提出する。
- ・報告内容には、診療報酬算定基準等の適合・不適合状況を項目ごとに整理し、改善策等の提案を含むものとする。
- ・報告書提出部数は 15 部とする。報告書の PDF データも提出すること。
- ・報告書提出は院内報告会の 5 営業日前までとする。

(3) 実地調査結果の院内報告会の開催 (1 回)

- ・院内報告会は、実地調査報告書の不適合項目を中心に改善提案を含めて説明・解説するものとする。
- ・開催回数は 1 回、1 時間程度とする。
- ・院内実地調査終了後概ね 1 箇月以内に新潟市民病院内で開催する。

6 業務実施場所

新潟市民病院
新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7

7 その他

- (1) 業務従事者にはセキュリティカードを貸与する。セキュリティカードは紛失、盗難に注意し、適正に使用すること。

- (2) 施設基準関係書類をはじめ院内保管書類は院外への持ち出しはできない。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、新潟市民病院と業務受託者で協議のうえ決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 業務受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人が識別することができるもの、及びその情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるもの、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 業務受託者は、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 業務受託者は、業務を実施するにあたって個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 業務受託者は、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を取り扱うにあたり、故意過失を問わず、個人情報の漏洩、紛失、滅失、棄損、改ざん及び不正アクセスの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 業務受託者は、病院の指示がある場合を除き、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は病院の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 業務受託者は、業務を処理するために病院から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 業務受託者は、業務を処理するために病院から引き渡された個人情報が記録された資料等を病院の書面による承諾なしに病院外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 業務受託者は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者

にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ病院の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

第9条 業務受託者は、業務を処理するために病院から引き渡され、又は、業務受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに病院に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、病院が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10条 業務受託者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第11条 病院は、必要があると認めるときは、業務受託者が業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第12条 業務受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに病院に報告し、病院の指示に従うものとする。

(指示)

第13条 病院は、業務受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、業務受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 病院は、業務受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
基本診療料	初・再診料	地域歯科診療支援病院歯科初診料	平成27年12月1日
基本診療料	初・再診料	歯科外来診療環境体制加算2	平成24年12月1日
基本診療料	入院基本料	急性期一般入院料1	平成22年5月1日
基本診療料	入院基本料	精神病棟入院基本料 10対1	平成30年7月1日
基本診療料	入院基本料等加算	総合入院体制加算1	平成28年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	臨床研修病院入院診療加算 基幹型	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	救急医療管理加算	平成22年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	超急性期脳卒中加算	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	妊産婦緊急搬送入院加算	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	診療録管理体制加算1	平成28年7月1日
基本診療料	入院基本料等加算	医師事務作業補助体制加算1(15対1)のイ	平成26年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	急性期看護補助体制加算3(50対1)	平成24年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	療養環境加算	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	重症者等療養環境特別加算	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	無菌治療室管理加算1	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神科身体合併症管理加算	平成25年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	がん拠点病院加算1のイ	平成19年11月1日
基本診療料	入院基本料等加算	医療安全対策加算1 (医療安全対策地域連携加算1)	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	感染防止対策加算1 (感染防止対策地域連携加算) (抗菌薬適正使用支援加算)	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	平成22年6月1日
基本診療料	入院基本料等加算	ハイリスク妊娠管理加算	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	ハイリスク分娩管理加算	平成20年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	呼吸ケアチーム加算	平成26年7月1日
基本診療料	入院基本料等加算	後発医薬品使用体制加算1	平成30年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	病棟薬剤業務実施加算1	令和元年5月1日
基本診療料	入院基本料等加算	データ提出加算2のイ	平成24年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	入退院支援加算1 (入院時支援加算)	平成30年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	入退院支援加算3	平成28年4月1日
基本診療料	入院基本料等加算	認知症ケア加算1	平成31年2月1日
基本診療料	入院基本料等加算	精神疾患診療体制加算	平成28年4月1日

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
基本診療料	特定入院料	救命救急入院料3 (救急体制充実加算)	平成22年4月1日
基本診療料	特定入院料	特定集中治療室管理料3	平成19年11月1日
基本診療料	特定入院料	総合周産期特定集中治療室管理料	平成19年12月1日
基本診療料	特定入院料	一類感染症患者入院医療管理料	平成19年11月1日
基本診療料	特定入院料	小児入院医療管理料2	平成22年5月1日
特掲診療料	医学管理等	心臓ペースメーカー指導管理料 (植込型除細動器移行期加算)	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	高度難聴指導管理料	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	慢性維持透析患者外来医学管理料	平成30年4月1日
特掲診療料	医学管理等	糖尿病合併症管理料	平成20年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料	平成22年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料イ	平成22年7月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ロ	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	がん患者指導管理料ハ	平成26年4月1日
特掲診療料	医学管理等	小児運動器疾患指導管理料	平成30年8月1日
特掲診療料	医学管理等	院内トリアージ実施料	平成24年4月1日
特掲診療料	医学管理等	外来放射線照射診療料	平成24年10月1日
特掲診療料	医学管理等	開放型病院共同指導料	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)	平成20年12月1日
特掲診療料	医学管理等	がん治療連携計画策定料1	平成22年9月1日
特掲診療料	医学管理等	がん治療連携管理料1	平成24年4月1日
特掲診療料	医学管理等	薬剤管理指導料	平成19年11月1日
特掲診療料	医学管理等	医療機器安全管理料1	平成20年4月1日
特掲診療料	医学管理等	医療機器安全管理料2	平成24年10月1日
特掲診療料	医学管理等	歯科治療時医療管理料	平成23年6月1日
特掲診療料	在宅医療	持続血糖測定器加算	平成26年4月1日
特掲診療料	検査	造血器腫瘍遺伝子検査	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	遺伝学的検査	平成29年1月1日
特掲診療料	検査	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	検体検査管理加算(Ⅳ)	平成30年5月1日
特掲診療料	検査	遺伝カウンセリング加算	令和元年8月1日

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
特掲診療料	検査	植込型心電図検査	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	平成24年4月1日
特掲診療料	検査	ヘッドアップティルト試験	平成24年4月1日
特掲診療料	検査	皮下連続式グルコース測定	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	神経学的検査	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	コンタクトレンズ検査料1	平成20年4月1日
特掲診療料	検査	小児食物アレルギー負荷検査	平成20年3月1日
特掲診療料	検査	内服・点滴誘発試験	平成22年4月1日
特掲診療料	検査	センチネルリンパ節生検 (乳がんに係るものに限る)	平成22年4月1日
特掲診療料	画像診断	画像診断管理加算1	平成19年11月1日
特掲診療料	画像診断	画像診断管理加算2	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	CT撮影及びMRI撮影	平成19年11月1日
特掲診療料	画像診断	冠動脈CT撮影加算	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	外傷全身CT加算	平成22年4月1日
特掲診療料	画像診断	大腸CT撮影加算	平成24年4月1日
特掲診療料	画像診断	心臓MRI撮影加算	平成20年4月1日
特掲診療料	画像診断	乳房MRI撮影加算	平成28年4月1日
特掲診療料	画像診断	小児鎮静下MRI撮影加算	平成30年4月1日
特掲診療料	画像診断	頭部MRI撮影加算	令和元年11月1日
特掲診療料	投薬	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	平成22年12月1日
特掲診療料	注射	外来化学療法加算1	平成20年4月1日
特掲診療料	注射	無菌製剤処理料	平成20年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	平成27年3月1日
特掲診療料	リハビリテーション	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	平成24年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	平成28年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	平成22年4月1日
特掲診療料	リハビリテーション	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	平成24年3月1日
特掲診療料	リハビリテーション	がん患者リハビリテーション料	平成27年5月1日
特掲診療料	リハビリテーション	リンパ浮腫複合的治療料	平成29年5月1日
特掲診療料	リハビリテーション	集団コミュニケーション療法料	平成20年4月1日

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
特掲診療料	リハビリテーション	歯科口腔リハビリテーション2	平成26年4月1日
特掲診療料	精神科専門療法	医療保護入院等診療料	平成25年11月1日
特掲診療料	処置	処置の休日加算1	令和元年5月1日
特掲診療料	処置	処置の時間外加算1	令和元年5月1日
特掲診療料	処置	処置の深夜加算1	令和元年5月1日
特掲診療料	処置	硬膜外自家血注入療法	平成28年4月1日
特掲診療料	処置	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)	平成23年7月1日
特掲診療料	処置	エタノールの局所注入 (副甲状腺に対するもの)	平成23年7月1日
特掲診療料	処置	人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1	平成30年4月1日
特掲診療料	処置	導入期加算2	平成30年4月1日
特掲診療料	処置	透析液水質確保加算	平成24年4月1日
特掲診療料	処置	一酸化窒素吸入療法	平成22年4月1日
特掲診療料	処置	歯科技工加算1及び2	平成22年6月1日
特掲診療料	手術	手術の休日加算1	令和元年5月1日
特掲診療料	手術	手術の時間外加算1	令和元年5月1日
特掲診療料	手術	手術の深夜加算1	令和元年5月1日
特掲診療料	手術	組織拡張器による再建手術 (乳房(再建手術)の場合)	平成25年10月29日
特掲診療料	手術	後縦肋骨骨化症手術(前方進入によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	緑内障手術 (水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)	平成30年6月1日
特掲診療料	手術	網膜付着組織を含む硝子体切除術 (眼内内視鏡を用いるもの)	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	網膜再建術	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型 (拡大副鼻腔手術)	平成26年6月1日
特掲診療料	手術	乳腺悪性腫瘍手術 (乳がんセンチネルリンパ節加算1)	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後)	平成25年10月29日
特掲診療料	手術	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈形成術	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)	平成20年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的冠動脈ステント留置術	平成26年4月1日

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下弁形成術	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胸腔鏡下弁置換術	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	経皮的中心筋焼灼術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	ペースメーカー移植術 (リードレスペースメーカーの場合)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	平成21年11月1日
特掲診療料	手術	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)	令和元年9月1日
特掲診療料	手術	経皮的動脈遮断術	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	ダメージコントロール手術	平成22年4月1日
特掲診療料	手術	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの)	平成28年4月1日
特掲診療料	手術	体外衝撃波胆石破碎術	平成25年12月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下肝切除術	平成22年5月1日
特掲診療料	手術	体外衝撃波膵石破碎術	平成25年11月27日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	平成25年7月1日
特掲診療料	手術	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	平成19年11月1日

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
特掲診療料	手術	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	膀胱水圧拡張術	平成24年6月1日
特掲診療料	手術	膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	平成27年5月1日
特掲診療料	手術	膣腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	平成30年4月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術(胃瘻造設術、薬剤投与用胃瘻造設術)	平成26年4月1日
特掲診療料	手術	輸血管管理料 I	平成19年11月1日
特掲診療料	手術	輸血適正使用加算	平成24年4月1日
特掲診療料	手術	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	平成24年8月1日
特掲診療料	手術	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	平成26年4月1日
特掲診療料	麻酔	麻酔管理料(I)	平成19年11月1日
特掲診療料	麻酔	麻酔管理料(II)	平成24年4月1日
特掲診療料	放射線治療	放射線治療専任加算	平成20年8月1日
特掲診療料	放射線治療	外来放射線治療加算	平成20年8月1日
特掲診療料	放射線治療	高エネルギー放射線治療	平成19年11月1日
特掲診療料	放射線治療	画像誘導放射線治療加算(IGRT)	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	体外照射呼吸性移動対策加算	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	直線加速器による放射線治療(定位放射線治療)	平成27年11月1日
特掲診療料	放射線治療	定位放射線治療呼吸性移動対策加算(その他)	平成27年11月1日
特掲診療料	病理診断	病理診断管理加算2	平成24年4月1日
特掲診療料	病理診断	悪性腫瘍病理組織標本加算	平成30年4月1日
特掲診療料	病理診断	口腔病理診断管理加算2	平成26年8月1日
特掲診療料	その他	クラウン・ブリッジ維持管理料	平成19年11月1日
特掲診療料	その他	CAD/CAM冠	平成27年1月1日
入院時食事療養	入院時食事療養	入院時食事療養(I)	平成19年11月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	先進医療(アルテプラールゼ静脈内投与による血栓溶解療法)	平成27年2月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	特別の療養環境の提供(差額個室数)	平成19年11月1日

施設基準の届出一覧

別紙

令和元年11月1日現在

点数表の区分		届出の名称	算定開始年月日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	病院の初診に関する事項	平成19年11月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	金属床による総義歯の提供	平成19年11月1日
保険外併用療養費	保険外併用療養費	入院期間が180日を超える入院	平成19年11月1日